

## 商品改定のご案内およびお客様のご契約への商品改定の適用について

弊社商品を以下のとおり改定いたしましたのでご案内いたします。

### 改定1：被保険者死亡による復旧費用保険金の保険金額の増額

「被保険者死亡による復旧費用保険金」は入居者さまご逝去による借用住宅の損害について法定相続人等が復旧に要した実費をお支払いするものですが、保険金額を以下のとおり増額いたします。

【被保険者死亡による復旧費用保険金の保険金額<sup>(※)</sup>】<sup>(※)</sup>※貸主請求の場合の限度額も同様に増額いたします。

改定前	改定後
100万円	200万円

- ・対象契約：新・入居者あんしん保険の全契約、入居者あんしん保険・法人用賃貸住宅総合保険のうち、特約付帯により「被保険者死亡による復旧費用保険金」を補償する契約
- ・改定日：2020年1月16日以降に発生した保険事故からこの改定を適用いたします。

過去にご締結いただいたご契約を含め、この改定を適用いたします。追加の保険料をいただくことはございません。お手続き等も不要です。

### 改定2：転居に関する特約の限度期間の延伸

新・入居者あんしん保険の全契約に自動的に付帯される「転居に関する特約」は、一定の条件のもと、転居前借用住宅で生じた保険事故についても、転居先借用住宅の保険契約において保険金をお支払いするものですが、条件の一つである賃貸借契約重複期間の限度期間を以下のとおり延伸いたします。

(ご契約者様が有利となる改定です。)

【転居に関する特約の賃貸借契約重複期間の限度期間】

改定前	改定後
30日間	60日間

- ・対象契約：新・入居者あんしん保険の全契約
- ・改定日：2020年1月16日以降に発生した保険事故からこの改定を適用いたします。

過去にご締結いただいたご契約を含め、この改定を適用いたします。追加の保険料をいただくことはございません。お手続き等も不要です。

今後も当社は、「お客様の尊重」、「社会からの信頼の確立」を企業活動の原点とし、お客様本位の業務運営に基づいた具体的な取組みを全うしてまいります。

ご不明な点がございましたら、下記窓口までご連絡くださいますようお願いいたします。

(担当窓口) 0120-592-166 [ 平日9:00~17:00 ]

以上